



International Baccalaureate®
Baccalauréat International
Bachillerato Internacional

IBワールドスクールのための規則



International Baccalaureate®
Baccalauréat International
Bachillerato Internacional

IBワールドスクールのための規則

IBワールドスクールのための規則

2020年 6月発行の英語原本『Rules for IB World Schools』の日本語版
2021年1月発行

発行者 非営利教育財団 国際バカロレア機構 (International Baccalaureate Organization) 15 Route des Morillons, 1218 Le Grand-Saconnex, Geneva, Switzerland

International Baccalaureate Organization (UK) Ltd
Peterson House, Malthouse Avenue, Cardiff Gate
Cardiff, Wales CF23 8GL
United Kingdom
ウェブサイト: ibo.org

© International Baccalaureate Organization 2021

国際バカロレア機構 (以下、「IB」という。) は、より良い、より平和な世界の実現を目指して、チャレンジに満ちた4つの質の高い教育プログラムを世界中の学校に提供しています。本資料は、そうしたプログラムを支援することを目的に作成されました。

IBは、資料の中で利用する多様な情報源について、情報の正確さと信憑性を確認します。ウィキペディアのようなコミュニティーベースの知識源を使用する際には、特に留意します。IBは知的財産の原則を尊重し、利用する著作物すべてについて刊行前に著作権者を特定し、許諾を得るよう常に努力します。IBは、本資料で利用した著作物に対して許諾をいただいたことに感謝するとともに、誤記および遺漏がありました場合には、可能な限り早急に訂正いたします。

本資料に関するすべての権利はIBに帰属します。事前にIBから書面での承諾を得るか、「[Rules for use of IB Intellectual Property](#) (IBの知的財産に関する規則)」において明確に許可されている場合を除いて、形式と手段を問わず、本書のいかなる部分の複製、検索システムへの保存、および送信を禁じます。

IBの商品と刊行物は、[IB Store](#)でお求めください (email: sales@ibo.org)。有償か無償かに関わらず、第三者 (チューターや教員養成の提供者、教育関連の出版社、カリキュラムマップの提供者や運営者、教師用資料のデジタルプラットフォームなど) がIBのエコシステムの中でIB資料を商用利用するためには、書面によるIBからのライセンス発行が必要です。ライセンスの申請はcopyright@ibo.orgまでご連絡ください。より詳細な情報はIBのウェブサイトibo.orgを参照してください。

IBの使命

国際バカロレア（IB）は、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりに富んだ若者の育成を目的としています。

この目的のため、IBは、学校や政府、国際機関と協力しながら、チャレンジに満ちた国際教育プログラムと厳格な評価の仕組みの開発に取り組んでいます。

IBのプログラムは、世界各地で学ぶ児童生徒に、人がもつ違いを違いとして理解し、自分と異なる考えの人々にもそれぞれの正しさがあり得ると認めることのできる人として、積極的に、そして共感する心をもって生涯にわたって学び続けるよう働きかけています。



IBの学習者像

すべてのIBプログラムは、国際的な視野を持つ人間の育成を目指しています。人類に共通する人間らしさと地球を共に守る責任を認識し、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する人間を育てます。

IBの学習者として、私たちは次の目標に向かって努力します。

探究する人

私たちは、好奇心を育み、探究し研究するスキル身に付けます。ひとりで学んだり、他の人々と共に学んだりします。熱意をもって学び、学ぶ喜びを生涯を通じて持ち続けます。

知識のある人

私たちは、概念的な理解を深めて活用し、幅広い分野の知識を探究します。地域社会やグローバル社会における重要な課題や考えにに取り組めます。

考える人

私たちは、複雑な問題を分析し、責任ある行動をとるために、批判的かつ創造的に考えるスキルを活用します。率先して理性的で倫理的な判断を下します。

コミュニケーションができる人

私たちは、複数の言語や様々な方法を用いて、自信をもって創造的に自分自身を表現します。他の人々や他の集団のものの見方に注意深く耳を傾け、効果的に協力し合います。

信念を持つ人

私たちは、誠実かつ正直に、公平な考えと強い正義感をもって行動します。そして、あらゆる人々が持つ尊厳と権利を尊重して行動します。私たちは、自分自身の行動とその結果に責任をもちます。

心を開く人

私たちは、自己の文化と個人的な経歴の真価を正しく受け止めると同時に、他の人々の価値観や伝統の真価もまた正しく受け止めます。多岐な視点を求め、価値を見出し、その経験を糧に成長しようと努力します。

思いやりのある人

私たちは、思いやりと共感、そして尊重の精神を示します。人の役に立ち、他の人々の生活や私たちを取り巻く世界をよくするために行動します。

挑戦する人

私たちは、不確実な事態に対し、熟慮と決断力をもって向き合います。ひとりで、または協力して新しい考え方や方法を探究します。挑戦と変化に機知に富んだ方法で快活に取り組めます。

バランスのとれた人

私たちは、自分自身や他の人々の幸福にとって、私たちが生を構成する知性、身体、心のバランスをとることが大切だと理解しています。また、私たちが他の人々や、私たちが住むこの世界と相互に依存していることを認識しています。

振り返りができる人

私たちは、世界について、そして自分の考えおよび経験について、深く考察します。自分自身の学びと成長を促すため、自分の長所と短所を理解するよう努めます。

この「IBの学習者像」は、IBワールドスクールが価値を置く人間性を10の人物像として表しています。こうした人物像は、個人や集団が地域や社会や国、そしてグローバルなコミュニティの責任ある一員となることに資すると私たちは信じています。

IBワールドスクールのための規則

第1条：適用範囲

- 1.1 国際バカロレア機構（以降、その関連団体も含めて「IB」と称する）は、国際的な教育のために、初等教育プログラム（PYP：Primary Years Programme）、中等教育プログラム（MYP：Middle Years Programme）、ディプロマプログラム（DP：Diploma Programme）、およびキャリア関連プログラム（CP：Career-related Programme）という4つのプログラム（以降、まとめて「IBプログラム」と称する）を策定・提供している団体である。IBは、これら4つのプログラムの1つ以上を児童生徒に対して提供するIBワールドスクール（以降、「学校」と称する）を認定する。
- 1.2 本資料は、IBによる認定を受け、1つ以上のIBプログラムを実施する学校に適用される規則を説明する。規則の適用対象が、すべてのIBプログラムではなく一部に限られる場合は、その旨が明記されている。
- 1.3 本資料における「法的保護者」とは、IBプログラムに登録された児童生徒に対する保護責任を有する父母またはどちらかその一方、またはその他の個人を意味する。生徒が法定年齢に達している場合は、本資料で規定されている学校の法的保護者に対する義務が、当該生徒に対しても適用される。

第2条：IBの要件と適用法令の順守

- 2.1 学校は、自校が実施するプログラムの管理を統制している以下の資料に従うことに同意する。
 - a. IB資料『IBワールドスクールのための規則』（本資料）
 - b. IB資料『一般規則』
 - c. IB資料『プログラムの基準と実践要綱』
 - d. IB資料（英語版）『Rules for use of IB Intellectual Property（IBの知的財産権使用のための規則）』（ibo.org/copyrightに掲載）
 - e. IBのオンラインの『Terms and conditions（利用規約）』（英語版）（ibo.org/terms-and-conditionsに掲載）
 - f. MYP、DP、CP：学校が実施するIBプログラムのための『評価の手順』
- 2.2 学校は、自校が実施するIBプログラムに関連する以下の資料に従うことに同意する。
 - a. IB資料『PYP：原則から実践へ』
 - b. IB資料『MYP：原則から実践へ』
 - c. IB資料『DP：原則から実践へ』
 - d. IB資料（英語版）『The Career-related Programme: From principles into practice（CP：原則から実践へ）』
- 2.3 認定された学校は、適用法令、規定、方針に則って運営されなければならない。特に、認定された学校は、児童保護の分野の優れた取り組み、および適用法令、規定、方針に則って運営され、かつ適切な手順（これには、教職員の選考・採用・雇用継続に際しての犯罪歴確認などの要素が含まれることがある）を維持しなければならない。またこのことは、評価の際にも、IBに対して再度約束しなければならない。

第3条：IBの機能とプログラムについて

- 3.1 IBは、学校からは独立した存在である。学校は、関連当局と法的保護者に対し、以下のことを通知しなければならない。
 - a. 学校の運営およびIBプログラムの実施と教育の品質に対する全責任は学校が負うものとする。
 - b. IBプログラムの実施や教育の品質に欠陥がある場合、その全責任は学校が負うものとする。
 - c. 以下を授与する権限はIBのみにあり、学校にはないものとする。
 - i. 国際バカロレアのディプロマ（以降、「IBディプロマ」と称する）
 - ii. キャリア関連教育サーティフィケート（以降、「CPサーティフィケート」と称する）およびCP履修証
 - iii. MYP修了証およびMYPコース履修証
- 3.2 学校は、実施の認定を受けたIBプログラムに関してのみ、第10.4条に従って「IBワールドスクール」と称することができ、また「IBワールドスクール」のロゴを使用できる。この権利は、学校の認定

期間中に限って与えられ、認定期間が終了するか、認定が取り消された場合は自動的に無効となる。
また、いかなる場合もIB法人のロゴの使用権が学校に与えられることはない。

第4条：IBの責任

- 4.1 IBは、『IBワールドスクールのための規則』（本資料）に定められた条件に従って学校がIBプログラムを実施し、関連する資料を使用し、関連するサービスを受けることを許可する。
- 4.2 MYP、DP、CP：IBは、5月と11月のeアセスメントおよび試験計画をはじめとするMYP、DP、CPの評価手順を策定し、すべての形式による評価の完全性と安全性を確保するため、あらゆる合理的な措置を講じる。

第5条：学校の責任

- 5.1 学校は、すべての適用法令に従ってIBプログラムが実施できることを保証する責任を負う。
- 5.2 学校は、提供するサポートの品質、IBプログラムの指導、内部評価、予測スコアについて責任をもち、何らかの欠陥のために児童生徒、志願者、法的保護者が法的手段に訴えた場合にも、IBを免責することを約束する。
- 5.3 学校は、IBの要件に従って、自校が実施するIBプログラムのために適切な資金を用意し、それらのプログラムを効果的に実施し管理しなければならない。
- 5.4 学校は、プログラムの実施を目的としてIBが発行する資料に従って、自校のプログラムを実施しなければならない。
- 5.5 学校は、IBプログラムの手引きと参考資料に記載されているカリキュラムおよび評価要件をIBプログラムの教職員が確実に知っているようにしなければならない。このために、関連する最新のIBプログラムの手引きと参考資料すべてに教職員がアクセスできるようにすることが、学校の責任である。
- 5.6 学校は、自校が提供するIBプログラムの実施を管理する目的で、校内に常駐するプログラムコーディネーターをプログラムごとに指名しなければならない。そのコーディネーターは、IBの使用言語（英語、フランス語、スペイン語）のいずれかに堪能でなければならない。
- 5.7 学校は、必要に応じてIB認定の教職員研修を教職員と管理職が受けるようにしなければならない。教職員研修の最低要件は、IB資料（英語版）『Guide to programme evaluation（プログラム評価の手引き）』に記載されている。
- 5.8 IBは、IBワールドスクールに登録するすべての児童生徒に対してIBプログラムを提供することを旨としている。いかなる児童生徒も、法律で禁止されているように、人種、国籍、出身国、民族、文化、性別、年齢、性的指向、宗教、政治的信念、身体障害、そのほか個人的特徴を理由として、IBから排除されることはない。学校は、本規則に従って、IBのこの方針に従うための義務を果たさなければならない。
- 5.9 学習支援が必要な志願者をプログラムに登録できるようにするかどうかを判断するのは、学校の責任である。
- 5.10 学校は、児童生徒と法的保護者に対して、以下の責任を負う。
 - a. 児童生徒がIBプログラムに登録した時点から、IB資料『一般規則』にアクセスできるようにする
 - b. 『一般規則』とプログラムのすべての要件、特にカリキュラム内容、関連する評価要素、およびプログラムに適用される制限や禁止事項を通知する
 - c. 学校によるIBプログラムの実施方法を通知する
 - d. IBが提供しているサービスについて通知する
- 5.11 学校は、『一般規則』を受領していないことを理由として児童生徒や法的保護者が法的手段に訴えた場合にも、IBを免責することを約束する。
- 5.12 学校は、IBが設定している現行の料金表、指定の通貨、および日程表に従って、自校が実施するIBプ

プログラムのすべての費用が支払われるよう確認しなければならない。学校が実施するIBプログラムの費用、学校が登録したIBのサービスの費用、学校が受けたIBのサービスの費用が期限までに支払われなかった場合、IBは、未払い金額に対し商業上の標準利率に基づく利息を課し、志願者の成績を留保し、IBが提供する他のサービスを停止することができるが、これにより、IBが利用できる他の救済措置が制限されることはない。

- 5.13 学校は、セキュリティで保護されたIBのオンラインサービスを使用するために、ユーザー名とパスワードの割り当ておよび使用を管理し、IBのオンラインの利用規約をユーザーに知らせなければならない。
- 5.14 学校は、管理や組織の体制、また所在地に大きな変更があった場合（学校構内の損傷、移転、大きな改修を含む）、IBに通知しなければならない。IBは、その変化によってIBプログラムの実施に影響があり得ると判断した場合、学校の施設とリソースが引き続きIBプログラムをサポートできることを確認するために、学校を訪問することがある。この学校訪問の費用は、IBの方針に従って、学校が負担する。
- 5.15 PYP：学校は、評価のガイドラインやプログラムの要件をはじめとするカリキュラムの枠組みについて、法的保護者に適切に情報提供する責任を負う。
- 5.16 MYP：実施するMYPプログラムが5年次を含み、IBの公式成績表を受けることを選択した学校は、MYPの評価手順とMYP修了証およびMYPコース履修証の授与に際して課される条件すべてについて、法的保護者と志願者に適切に情報提供する責任を負う。
- 5.17 MYP、DP、CP：IBは、学校とIBが定めた学問的な要件を満たし、IBの試験セッションの費用を支払って登録したすべての志願者に対して、IBワールドスクールを通じてMYP、DP、CPの評価を提供することを旨としている。いかなる志願者も、IBに適用される法律で禁止されているように、人種、国籍、出身国、民族、文化、性別、年齢、性的指向、宗教、政治的信念、身体障害、そのほか個人的特徴を理由として、IBから排除されることはない。学校は、本規則に従って、IBのこの方針に従うための義務を果たさなければならない。
- 5.18 MYP、DP、CP：学校は、配慮を必要とする志願者をサポートするためにIBが提供しているインクルーシブな評価方法（受験上の配慮と呼ばれることもある）について、法的保護者と志願者に確実に告知しなければならない。IB評価に際して、配慮を必要とする志願者に受験上の配慮を提供するには、IBからの承認を申請しなければならない。ただし、IBの承認を必要としない受験上の配慮はこの例外となる。これは、学習支援と多様な生徒の受け入れに関するIBの関連資料、および関連するIBプログラムの『評価の手順』で説明された方針と手順に従って行われなければならない。
- 5.19 MYP、DP、CP：学校は、関連する『評価の手順』に記載された期日までに、志願者が正確に登録されたことを確認する責任を負う。学校は、関連する『評価の手順』に記載された手順とIBの期待事項に従って、学校の責任となる評価要素を確実に忠実に実施しなければならない。
- 5.20 MYP、DP、CP：関連するプログラムコーディネーターは、5月と11月の試験期間中および成績の通知時に必ず勤務し、すべての志願者が成績を受け取ったことを確認しなければならない。また、学校は、成績が志願者に通知された後、志願者の代理として成績照会サービスをリクエストしたり、必要に応じて次の試験セッションに登録したりする担当者に連絡できるようにしなければならない。
- 5.21 MYP、DP、CP：学校は、志願者がIBプログラムの評価要件をすべて満たしていることを確認する責任を負う。志願者がこれらの要件を満たしていない場合、当該科目や当該要件の成績は授与されない。
- 5.22 MYP、DP、CP：学校は、これから行われる試験セッションのためにIBが用意する試験資材を安全に保管する責任を負う。これらの資材の安全な保管手順が守られなかった場合、学校は、IBアンサーを介して直ちにIBに通知しなければならない。学校は、その状況について報告書と他の関連情報をIBに提出し、また調査と対応にあたるIBに適宜協力しなければならない。

第6条：内部の苦情に関する手順

- f.1 学校は、IBプログラムについての学校の決定に対する苦情や児童生徒からの異議申し立てへの対処手順を書面にまとめ、その手順の詳細をすべての児童生徒に幅広く開示・提供し、さらにその手順に則って行動しなければならない。
- f.2 学校は、IBプログラムについての学校の決定に対する苦情や児童生徒からの異議申し立てへの対処手順について、親または法的保護者に通知しなければならない。

第7条：プログラム評価手順、検査、学校訪問

- 7.1 学校におけるIBプログラムの実施状況の評価は、最初の認定後5年ごとに行われる。学校は、この評価プロセスの一環として自己評価を実施しなければならない、またIBが定める評価プロセスに従うことが期待される。
- 7.2 IBは、評価中の学校を訪問する権利を保有する。かかる学校訪問は、合理的な事前予告のうえで行われ、費用は学校が負担する。
- 7.3 学校がIBプログラムの実施要件を満たしていない場合は、IBが学校に対し、対処の必要な事項を連絡する。学校は、IBが定める期日までにそれらの事項を解決しなければならない。解決しなかった場合は、第13条に則って、認定が停止または撤回される可能性がある。
- 7.4 学校は、IBプログラムの実施に関連して、IBの代表者の訪問を受け入れなければならない。かかる学校訪問は、合理的な事前予告のうえですぐに行われ、費用は学校が負担する。
- 7.5 CP：CPの認定が既存のDPの認定に一部依拠する場合、CPの審査および評価は、DPの審査および評価と同時にされる。
- 7.6 MYP、DP、CP：IBは、試験期間中に事前予告なく学校を検査し、『一般規則』と『評価の手順』の順守状況をモニターする。

第8条：MYP、DP、CP：IBディプロマ、CPサーティフィケート、MYP修了証、MYPコース履修証の認知と受理

- 8.1 MYP：IBは、MYP修了証とMYPコース履修証が他の教育機関から認知されるよう努力はするものの、必ず受理されるという保証は行わない。ここでの教育機関には、IBまたは関連する教育当局が認定した教育機関とそうでない教育機関の両方が含まれる。このため学校は、MYPの認知が保証されないこと、また、この点については児童生徒、志願者、法的保護者が自分たちの責任において、児童生徒や志願者が将来の進路として考えているすべての教育機関に対して確認をとり、関連する法令を参照しなければならないことを、登録申込書やプロモーション資料などの関連文書を通じて、すべての法的保護者に対して明確にする義務を負う。
- 8.2 DP、CP：IBは、大学や他の高等教育機関への入学資格としてIBディプロマとCPサーティフィケートが広く認知・受理されるようにするため積極的に活動しているが、個々の教育機関や国の当局が定める要件は、変更されることがあり、かつIBが関与できないものである。このため学校は、個別の大学や国の関連当局からIBディプロマが認知されるかどうかは保証できないことを、登録申込書やプロモーション資料などの関連文書を通じて、すべての志願者と法的保護者に明確にする義務を負う。また、学校は、国や大学から認知されるために特定の要件（科目の選択を含む）がある場合、そのすべてのケースにおいて、そうした要件を志願者と法的保護者に知らせる責任を負う。
- 8.3 前記の点を児童生徒、志願者、法的保護者に通知しなかった場合、それに起因する結果についての責任はすべて学校にある。また、その結果として児童生徒、志願者、法的保護者が法的手段に訴えた場合にも、学校は、IBを免責することを約束する。

第9条：DP、CP：DPのオンラインコース

- 9.1 IBは、教室でのコースとIBの認定したオンラインコースを組み合わせ、学校がDPまたはCPを提供することを許可する。IBは、オンラインコースの開発と配信に関するIBの基準に則って、オンラインコースの提供者を承認しモニターする。

- 9.2 DPまたはCPを実施する学校が、IBの認定したDPのオンラインコースを提供することにした場合は、適切な訓練を受けた担当者が現場コーディネーターの役割を果たすよう図らなければならない。
- 9.3 学校は、DPのオンラインコースに登録したすべての志願者に対し、教室コースに登録した志願者と同じIBの要件に従う必要があることを通知しなければならない。
- 9.4 学校は、IBの認定したオンラインコースへの志願者の登録、およびその志願者への試験の実施の責任を負う。
- 9.5 学校は、DPのオンラインコースが地域および国の法令に従っていること、また、DPおよびCPの志願者に対する教育サービス提供の許認可を与える現地当局や独立認可機関の許認可制度の要件を満たしていることを確認する責任を負う。

第10条：IBの知的財産権

- 10.1 IBは、すべてのIBプログラムのカリキュラムと評価の内容、およびIBが作成し発行するあらゆる形式のすべての資料について、所有権と著作権を独占的に保有する。
- 10.2 さらに、IBは、法人の3か国語のロゴと「IBワールドスクール」の3か国語のロゴを含むすべての登録商標、および「International Baccalaureate」「Baccalauréat International」「Bachillerato Internacional」、「IB」の文字商標を保有する。このため、学校が、IB以外のコースを特定または言及するために上記の商標を使用することは認められない。
- 10.3 IBは、認定されたIBプログラムを指導し、IBが提供する関連資料を使用するための非独占的ライセンスを、認定時に学校に付与する。このライセンスは、定期的に更新されるIB資料『Rules for use of IB Intellectual Property』（ibo.org/copyright)に掲載）およびIBのオンラインの利用規約に従って使用されなければならない。このライセンスは当該校内でのプログラムの実施に限って有効である。
- 10.4 IBプログラムの指導が認められた学校は、以下の非独占的ライセンスも付与される。このライセンスは、『Rules for use of IB Intellectual Property』（ibo.org/copyright)）およびIBのオンラインの利用規約に従って使用されなければならない。
- a. 当該校で実施を認められたIBプログラムに関係する紙資料、発行物、ウェブサイト、および非営利目的のプロモーショングッズの類で「IBワールドスクール」の3か国語のロゴを、IBのブランディングガイドライン（ibo.org/globalassets/digital-toolkit/pdfs/brand-guidelines-en.pdf）に従って使用するライセンス
 - b. IBのサブブランドのロゴ、および認定されたプログラムのプログラムモデルの図解を、変更、追加、修正せずに使用するライセンス。サブブランドのロゴを使用する場合は、IBのブランディングガイドライン（ibo.orgで入手可能）を順守しなければならない。
 - c. 1つの学校が3つのIBプログラム（PYPとMYPに加えて、DPとCPのいずれか）または4つすべてを提供する場合は、「IBの一貫教育」のロゴを使用するライセンス
 - d. 当該校で実施が認められたプログラムのために、プログラムの公式文書を一部または全部コピーして教職員が使用する、さらにコピーや抜粋をアクセス制限のかかった学校のウェブサイトに掲載して指導と情報提供の目的で学校コミュニティが使用できるようにするライセンス
 - e. 実施が認められたプログラムのIB資料を翻訳するライセンス。これに際しては、『Rules for use of IB Intellectual Property』の第4条に従い、multilingual.services@ibo.orgを介してIBに通知する要件も順守しなければならない。ただし、IBのロゴは、翻訳された資料に使用してはならない。学校は、翻訳されたIB資料の使用を管理するすべての利用規約を順守しなければならない。
 - f. MYP、DP、CP：志願者による使用または法的保護者への通知を唯一の目的として、IBが作成した資料をコピーするライセンス。ただし、これから行われる試験セッションの問題用紙と関連する資料は、いかなる場合もコピーまたは複製してはならない。
- 10.5 上記の場合を除いて、学校は、IBからの書面による事前許可がないかぎり、IBからのいかなる資料も複製してはならず、またそのロゴをいかなる形式においても使用してはならない。
- 10.6 第10.3条と第10.4条で認められる権利はすべて、学校の認定が有効な期間のみ付与され、認定が失効した場合は自動的に無効となる。

第11条：IBに提出された成果物の著作権

- 11.1 IBに提出される成果物に、教職員が雇用契約の条件に基づいて作成し、学校が著作権を保有する評価課題が含まれている場合、学校は、そうした成果物を提出することにより、評価、教育、研修、およびIBの活動やIBが認定する活動に関連したプロモーションを目的として、提出された成果物をあらゆる媒体で複製するための非独占的・全世界的・無償ライセンスを、当該国や地域の著作権保護期間にわたってIBに付与することになる。このライセンスは、IBへの提出日より有効となる。
- 11.2 IBに提出される成果物に第三者の著作権物が含まれている場合は、提出時にその出典情報を含めることで、必要に応じてIBが著作権保有者に使用許可を求められるようにすべきである。
- 11.3 PYP：児童生徒がプログラムに登録する際、学校は、IBからの要請に応じて児童生徒の成果物をIBに提出することを許可する書面を提出するよう、法的保護者に求めなければならない。この書面をもって、事実上、教育、研修、およびIBの活動やIBが認定する活動に関連したプロモーションを目的として、提出された成果物をあらゆる媒体で複製する非独占的・全世界的・無償のライセンスが、法定の著作権保護期間にわたってIBに付与されることになる。この書面による許可が取得できなかった場合、学校は児童生徒の成果物を提出してはならない。
- 11.4 MYP、DP、CP：志願者が作成する種々の形式の成果物は、評価要件の一部としてIBに提出される。こうした評価のための成果物（以降、「成果物」と称する）には、あらゆる形式の著作物、視聴覚資料、コンピュータープログラム、データなどが含まれ、場合によっては志願者の画像や声が含まれることがある。
- 11.5 MYP、DP、CP：志願者は、評価目的で提出したすべての成果物の著作権を保有するが、それらの成果物を提出することにより、第11.7条が適用された範囲内で、当該国や地域の著作権保護期間にわたって、以下の非独占的・全世界的・無償ライセンスをIBに付与することになる。
- a. 提出された成果物を複製するライセンス
 - b. 音声や動画の成果物に志願者の画像や声が含まれている場合、それらの画像や声を使用するライセンス
 - c. 音楽演奏を任意の媒体で複製するライセンス
- これは、評価、教育、研修、およびIBの活動やIBが認定する活動に関連したプロモーションを目的としたものである。このライセンスは、IBへの提出日より有効となるが、データ保護とプライバシーの要件が適用される。
- 11.6 MYP、DP、CP：IBは、評価以外の目的でこれらの成果物を使用する際、成果物を特定の必要性のために改変、翻訳、変更することがあり、印刷、電子形式での発行、使用の前に、データ保護とプライバシーの要件に従って匿名化する。
- 11.7 MYP、DP、CP：学校は、成果物を通じてIBに付与されたライセンスについて児童生徒と法的保護者に通知しなければならない。この点に関して、IBは一切の責任を負わないこととする。特別な事情がある場合は、志願者や法的保護者が要請することにより、志願者の成果物を評価以外の目的で使用するためのライセンスの一部を、特定の成果物について取り消すことができる。その場合は、『評価の手順』に記載された手順に従ってIBに通知しなければならない。志願者は、学校のコーディネーターに書面通知を提出し、コーディネーターは、『評価の手順』に記載された期日までにIBに通知する義務がある。この場合、IBは、第11.5条に従って、当該成果物を評価目的にのみ使用する。
- 11.8 MYP、DP、CP：IBは、成果物が評価目的で提出された際に付与されるライセンスに基づいて、当該成果物を電子的にスキャンし、保管し、またあらゆる媒体でそれを複製することにより、試験官、モデレーター、または評価プロセスとその後の異議申し立てにかかわる者（第三者業者やサービス提供者を含む）に成果物を送ることができるものとする。また、成果物は、試験官の研修でも使用されることがある。志願者の成果物を評価以外の目的で使用するためのライセンスの一部を志願者が取り消した場合は、当該成果物がIBの発行物に掲載されたり商業目的や販促目的に使用されたりすることはない。

第12条：児童生徒と志願者のデータと学校情報の使用

12.1 個人データ

- a. IBは、世界各地で事業展開しており、個人データ、個人情報、プライバシーに関するさまざまな法的要件の適用対象となることから、児童生徒のデータやその他の個人のデータと情報の保護を全世界で統一的に管理している。IBのプライバシー保護の実践については、「IB Privacy Policy」（IBのプライバシーに関する方針）で説明されている。
- b. 学校は、世界各地にあり、それぞれの所在国において、個人のデータと情報の保護やプライバシーに関する法令の適用対象となる。このため学校は、児童生徒と教育者のデータ（以下に定義）に関係する当該国のデータ保護やプライバシー関連法を順守し、それらの法律の順守にあたってIBと協力することを、IBに対して表明し保証するものとする。
- c. 学校は、当該校の児童生徒および教育者の児童生徒データや教育者データをIBがどのような目的に使用し得るか、またこれらのデータが国際的に転送される可能性についてよく理解する必要がある。データの使用目的は、「IB Privacy Policy」で説明されている。
- d. IBプログラムを実施するため、学校とその教職員は児童生徒データの一部をIBに提供する必要があり、IBは教育者データを収集する。学校は、IBのプライバシーに関する方針に記載されている通り、当該校の教職員の教育者データをIBが収集し、処理し、使用することを認識し、これに同意する。
- e. 学校は、IBワールドスクールであることから生じる児童生徒データおよび教育者データの使用や転送が、内部で承認され、かつ学校に適用されるデータ保護およびプライバシー関連の法律、規則、規定、方針をすべて確実に順守するために、校内およびそれぞれの学校コミュニティにおいてあらゆる適切な対策を講じなければならない。
- f. IBは、学校に適用されるデータ保護およびプライバシー関連の法律、規則、規定の順守状況に関して、責任を負わない。また、IBとつながりをもつ学校が、データ保護およびプライバシー関連の適用法令に抵触または違反したとして、児童生徒、法的保護者、または他の第三者が法的手段に訴えた場合にも、学校はIBを免責することを約束する。

12.2 学校情報

- a. 学校情報：候補校や認定校となるための申請プロセス、および認定を受け、その認定を維持するためのプロセスに係る学校についてのあらゆるデータ（ただし児童生徒データまたは教育者データは含まない）を指す。これには、学校が候補校だった間や学校の認定プロセスの間に収集された情報や資料が含まれる。
- b. IBは、学校がIBに対して初めて連絡してきた時点以降、その学校から提供された学校情報をすべて所有する。学校は、IBプログラムとその使命に係るさまざまな目的、IBプログラムまたはコースの実施状況、参加状況、影響、有効性、児童生徒と志願者の成果の研究・統計分析を含む、プログラムとサービスを評価し改善する目的、教職員研修やトレーニングに関する目的、およびプロモーションやマーケティングの目的で、IBが学校情報を使用する可能性があることを、ここに認識し同意するものとする。
- c. さらに、学校は、適用法令で許可される範囲内で、かつ必要がある場合のみ、これらの目的に関して学校情報が第三者に転送または開示される可能性があることも、ここに認識し同意するものとする。第三者には、IBに事業上・業務上のサービスを提供しているサービス提供者（支払い処理やITホスティングのサービスなど）、オンラインコースの提供者、IBと関係のある、あるいはIBが後援している外部の研究者、IB教育者ネットワークの請負業者やコンサルタント、IBワールドスクール協議会、学校の管理・統制・規制・資金拠出に携わっている組織（教育委員会、地方自治体、県や州、国の教育省や認可機関など）が含まれる可能性がある。また、IBは、適用法令、司法手続き、裁判所命令、他の法的プロセスで義務づけられた場合、または、不法行為、詐欺の疑い、対人的な危害が加わる可能性に関する調査、防止、対策の目的で、あるいは訴訟または法的手続きにおいて必要だとIBが判断した場合にも、学校情報を開示する可能性がある。
- d. IBは、学校が機密と考える情報が学校情報に含まれている可能性があることを認識している。このため、IBは、上記の説明から期待される通り、学校情報の機密を保持し、学校情報について相応な注意を払うとともに、IBの機密情報を取り扱う際と同じ安全対策を施すものとする。
- e. 学校は、IBワールドスクールであることから生じる学校情報のIBとの共有が、内部で承認され、かつ学校に適用される法律、規則、規定、方針をすべて確実に順守するために、校内およびそれぞれの学校コミュニティにおいてあらゆる適切な対策を講じなければならない。

12.3 データに関する学校の義務

- a. 学校は、IBと共有、またはIBに転送するあらゆるデータ（児童生徒データ、教育者データ、学校情報）が正確であること、および、IBに対するすべてのデータ共有と転送が、適用され得るすべての法律、規則、規定、方針（データ保護、プライバシー、機密保持に関する法令など）に則って行われていることを確認する責任を負う。
- b. 学校は、児童生徒データを処理し、IBと共有および転送することについて児童生徒や志願者または法的保護者に通知し、さらに明示的な同意を求めることを、適用されるデータ保護およびプライバシー関連の法律、規則、規定によって要求される範囲内で表明、保証、約束する。
- c. 学校は、児童生徒データまたは教育者データのすべての転送に際し、国際データ転送とその後のデータ転送を統制している要件を順守することを確認する。また、学校からIBに転送されるあらゆる児童生徒データが、上記のように転送される可能性があり、それが児童生徒や志願者のプライバシーやデータ保護権を侵害するものではないことを、IBに対して表明し保証する。
- d. 学校は、現地の法的要件に従って、児童生徒や志願者または法的保護者が学校に対して要請を送れるようにすることを約束する。また、IBが児童生徒や志願者または法的保護者から児童生徒のデータに関する要請を受け取った場合は、学校が、IBに対して完全なる協力と支援を提供することを約束する。

第13条：認定の撤回または停止

13.1 IBプログラムを提供するための認定は、理由を問わず、IBの独自の裁量により撤回されることがある。撤回は、即時有効となる場合もあれば、通知から一定期間後に有効となる場合もあり、これはIBが独自の裁量をもって決定することができる。IBが学校の認定を撤回する状況の例には、IBによって以下のように判断される状況が含まれるが、これらに限定されない。

- a. 学校が、第2条で定められた規則や他の要件を順守していない。
- b. 学校が、現地の法令に基づく法人としての登録を停止する。
- c. 学校が、実施しているプログラムの対象年齢の児童生徒に対して教育サービスを提供するうえで義務づけられる現地当局の許認可、もしくは独立認証機関の許認可を保有しなくなる。
- d. 学校が、管理体制、リーダーシップ、教職員、組織構造を大きく変更し、その結果として、認定された時点とは本質的に異なる学校になった。
- e. 学校が、IB資料『プログラムの基準と実践要綱』およびプログラム要件を満たしていることを十分に実証しなかった。
- f. 学校が、本資料および関連するIB資料に記載されたとおりにプログラムを実施するという要件を満たさなかった。
- g. 学校が、IBの特定した事項をIBの定めた期日までに解決しなかった。
- h. 学校が、IBの知的財産権を不正使用する。または、IBの知的財産権を保護し、『Rules for use of IB Intellectual Property』およびオンラインの利用規約に違反する使用を防止するための合理的な対策をとらなかった。
- i. 学校が、すでに認定され実施しているプログラム、および現在認定を取得しようとしているプログラムに関係するすべての費用が、IBが設定している現行の料金表、指定の通貨、および日程表に従って支払われるよう確認しなかった。
- j. 学校が、『IBワールドスクールのための規則』（本資料）と、本資料の第2条に記載された他の資料の標準改訂、すなわちIBが決定しすべての学校に適用される改訂に反対した、または順守を怠った。
- k. 学校が、IBプログラムの提供を停止する。
- l. CP：既存のDPの認定を根拠としてCPの提供を認定された学校において、そのDPの認定がIBによって撤回される、もしくは学校によって解約される。

13.2 IBプログラムを提供するための認定は、理由を問わず、IBが妥当だと判断した状況において、IBの独自の裁量により停止されることがあり、その停止期間は2年度を超えないこととする。認定停止の期間中、学校は、停止されたプログラムを提供することはできない。停止の条件がある場合、それらが順守されない、または解決されなければ、IBプログラムを提供するための認定が完全に撤回されることがある。

IBが学校の認定を停止する状況の例には、IBによって以下のように判断される状況が含まれるが、これらに限定されない。

- a. 紛争や戦争、自然災害や人為的災害により、プログラムを提供できない。
- b. 自校または地元教育委員会の極度の財政難により、プログラムを提供できない。
- c. 現時点で、プログラムに参加する生徒または参加できる生徒が在籍していないものの、参加生徒を2年以内に集められると予測されている。
- d. 認定校に課される要件を満たしていないが、未達事項を2年以内に解決する計画をIBが承認する。
- e. CP：既存のDPの認定を根拠としてCPの提供を認定された学校において、そのDPの認定が停止されると、CPの認定も停止される。

13.3 認定の撤回または停止の決定については、必ず学校に書面による通知が送られる。

13.4 IBプログラムの認定を停止する決定は、必ずIBのIBワールドスクール担当責任者、もしくはその承認を受けた者によって下される。責任者の決定に対して異議を申し立てることはできず、認定の停止は通知に記載された発効日より有効となる。

13.5 IBプログラムの認定を撤回する決定は、必ずIBの事務局長、もしくはその承認を受けた者によって下される。事務局長の決定に対して異議を申し立てることはできず、認定の撤回は通知に記載された発効日より有効となる。

第14条：学校による解約

14.1 学校は、IBプログラムを提供するための認定を解約することができ、IBとの協議のうえで学校が定めた発効日より有効となる。IBへの料金は、合意された解約日まで発生する。

第15条：学校名と学校の登録認可

15.1 認定された学校は、いかなる形式または言語であっても、「国際バカロレア」「IB」「ワールドスクール」の言葉を含んだ法律上の正式名称や俗称を使用することはできず、またこれらの言葉を含んだ商標を取得もしくは出願することはできない。

15.2 学校は、現地の法令の下で法人として正式に登録し、その登録を維持しなければならない。法人は、営利・非営利、私立・公立の別は問わない。

15.3 学校は、実施しているプログラムの対象年齢の児童生徒に対して教育サービスを提供するうえで義務づけられる現地当局の許認可、もしくは該当する場合は独立した認可機関の許認可を保有し、維持しなければならない。

15.4 学校は、法的地位、正式名称、俗称、商号、屋号、許認可、構造に何らかの変更があった場合、必ずIBに書面で通知しなければならない。

第16条：複数のキャンパスで実施されるプログラム

16.1 複数のキャンパスをもつ学校は、通常、それぞれのキャンパスが個別のIBワールドスクールと見なされる。

16.2 場合によっては、運営管理上の理由から複数のキャンパスで指導される1つのプログラムを、IBが複数キャンパスプログラムとして認めることがある。IBは、以下の条件が満たされる場合は、認知および費用という点で、複数キャンパスプログラムを1つの学校と見なすことができる。

- a. 法律および現地の登録において、すべてのキャンパスが1つの学校を構成していると認識されている。
- b. 1人の校長が、すべてのキャンパスにおける日々の教育業務を統括し、すべてのキャンパスに定期的に勤務し、すべてのキャンパスの教職員が平等に連絡でき、かつ教職員と場合によっては現地当局からも、そのように認識されている。
- c. すべてのキャンパスが同じ管理母体によって統制され、組織体制や授業料など、同じ規則や規定の下で運営されている。
- d. 1人のIBプログラムコーディネーターが、各キャンパスにおけるプログラムの日々の業務を司り、すべてのキャンパスに定期的に勤務し、すべてのキャンパスの教職員が平等に連絡できる。

- e. すべてのキャンパスにわたって、それぞれのプログラムが学年縦断的かつ教科横断的に統合されている。
- f. すべてのキャンパスの教職員が、頻繁に会合を開いて、継続的に協働設計を実践している。

16.3 IBは、複数キャンパスプログラムと見なすための条件を決定する権利を保有する。

第17条：MYPの提携関係

17.1 1つまたは複数の学校がMYPの低学年を提供し、別の学校が高学年を提供し、かつ児童生徒の大半が低学年の学校から高学年の学校へと進学するという教育の一貫性が実現される場合、これらの学校は提携校として共同でMYPの認定を申請することができる。IBは、以下の条件の下、当該校を、提携関係を通じて提供される1つのプログラムとして認識する。

- a. 提携校が、MYPコーディネーターを1人任命し、このコーディネーターがすべての提携校におけるプログラムの業務を担当するとともに、IBに対する統括連絡窓口として機能する。このMYPコーディネーターの在籍する学校が、連絡校として特定される。この提携を代表するMYPコーディネーターは、提携を結ぶすべての学校のMYPコーディネーターとしてIBから認識される。
- b. すべての提携校の教職員が、頻繁に会合を開き、継続的に協働設計を実践し、MYPの最終目標に向けた学年縦断的な統合と、MYPの評価に関する共通の理解と実践を実現している。
- c. すべての提携校のプログラムの全学年にわたって、プログラムが学年縦断的かつ教科横断的に統合されている。
- d. 各提携校が教職員研修の要件を個別に満たしている。
- e. プログラム評価に際しては、提携校全体が1つの実体と見なされる。資料の提出はすべての提携校に要請される場合があるが、IBからは提携校全体に対応する1つのレポートが発行される。

17.2 提携を結ぶ学校は、それぞれが独自にIBワールドスクールとして認定される。

第18条：準拠法

『IBワールドスクールのための規則』（本資料）およびIBプログラムの実施に関する他のすべての資料は、スイスの法律によって統制され解釈される。これに際しては、他の地域や国に実在する法律の適用を義務づけたり許可したりする法律や類似する規則や規定への抵触は考慮されない。

第19条：紛争の調停

解釈、妥当性、不履行、解約などをはじめ、これらの規則から発生する、またはこれらの規則に関連して発生する紛争、論争、請求は、ジュネーブ商工会議所の国際仲裁に関するスイス規定（以降、「規定」と称する）に従って最終的に解決され、規定に則って調停通知が提出された日に発効する。仲裁人は1人、仲裁地はジュネーブとし、調停手続きは英語で行われる。当事者は、調停手続きに際して、許可される範囲内で情報技術システムと電子コミュニケーションを使用することに同意する。

第20条：発効日と有効期間

IBは、本規則を随時改訂することができる。『IBワールドスクールのための規則』（本資料）は、発行日から30日後に有効となり、さらなる改訂が加えられるまでの間、すべてのIBワールドスクールに対して適用される。